

生活保護法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続の整備、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講ずること。

第二 改正の要点

一 申請による保護の開始及び変更に関する事項

保護の開始の申請、開始の決定等に当たつての申請書の提出等に係る手続を整備するものとする事
。（第二十四条第一項、第二項及び第八項関係）

二 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項

1 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求めに関する事項

保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求めるこ

とができるものとする。 (第二十八条第一項及び第二項関係)

2 官公署等に対する資料提供等の求め、銀行等に対する報告の求めに関する事項

保護の実施機関及び福祉事務所長は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等の氏名及び住所若しくは居所、資産及び収入の状況並びに健康状態等の事項につき、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求め、又は銀行、信託会社、要保護者等の雇主その他の関係人に報告を求めることができるものとする。 (第二十九条第一項関係)

3 官公署等による情報提供に関する事項

別表第一の上欄に掲げる官公署の長等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるものにつき、2による求めがあつたときは、速やかに、資料の提供等を行うものとする。 (第二十九条第二項関係)

三 医療扶助の方法に関する事項

医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより

その給付を行うよう努めるものとする。 (第三十四条第三項関係)

四 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

1 医療機関の指定制度の見直しに関する事項

(一) 医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとともに、指定に係る要件について、具体的に定めること。 (第四十九条の二関係)

(二) 指定医療機関の指定について、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 (第四十九条の三関係)

(三) 指定医療機関は、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないものとする。 (第五十条第二項関係)

(四) 指定医療機関の指定の取消しに係る要件をより具体的に定めるとともに、当該要件に該当するときはその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。 (第五十一条第二項関係)

(五) 指定医療機関に対する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告徴収等について、その調査対象の範

困を拡大するものとする。 (第五十四条関係)

2 介護機関等の指定制度の見直しに関する事項

(一) 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、同表の中欄に掲げる介護保険法の指定等があったときは、その介護機関は、指定介護機関の指定を受けたものとみなすものとする。ただし、当該介護機関が、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではないものとする。 (第五十四条の二第二項関係)

(二) (一)により指定介護機関の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る指定介護機関の指定は、同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失うものとする。 (第五十四条の二三項関係)

(三) 介護機関、助産機関及び施術機関の指定の申請及び基準等に関する事項については、医療機関の指定に関する規定を準用するものとする。 (第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項関係)

五 就労自立給付金の創設に関する事項

1 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「支給機関」という。）は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたものに対して、就労自立給付金を支給するものとする。 （第五十五条の四関係）

2 支給機関は、就労自立給付金の支給等のために必要があるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主等に、報告を求めることができるものとする。 （第五十五条の五関係）

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があったときは、五十日以内（再審査請求にあつては七十日以内）に、当該審査請求等に対する裁決をしななければならないものとする。 （第六十五条第一項及び第六十六条第二項関係）

4 市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が支給機関の委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。 （第六十六条第一項関係）

5 就労自立給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅するものとする

こと。(第七十六条の三関係)

六 被保護者就労支援事業の創設に関する事項

1 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。 (第五十五条の六第一項関係)

2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の者に委託することができるものとし、当該委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (第五十五条の六第二項及び第三項関係)

七 被保護者の生活上の義務に関する事項

被保護者の生活上の義務に、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを加えるものとする。 (第六十条関係)

八 就労自立給付金に係る費用の負担に関する事項

1 市町村及び都道府県は、その長が行う就労自立給付金の支給（他の支給機関から委託を受けて行う

場合を含む。)に要する費用を支弁しなければならないものとする。 (第七十条第五号及び第七

十一条第五号関係)

2 都道府県は、居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金の支給に要する費用(以下「就労自立給付金費」という。)等の四分の一を負担しなければならないものとする。 (第七十三条第三号及び第四号関係)

3 国は、市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の四分の三を負担しなければならないものとする。 (第七十五条第一項第二号関係)

九 被保護者就労支援事業に係る費用の負担に関する事項

1 市町村及び都道府県は、その長が行う被保護者就労支援事業に要する費用を支弁しなければならないものとする。 (第七十条第六号及び第七十一条第六号関係)

2 国は、市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して算定した額の四分の三を負担しなければならないものとする。

(第七十五条第一項第三号関係)

3 国は、都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して算定した額の四分の三を負担しなければならないものとする。 (第七十五条第一項第四号関係)

十 被保護者が有する損害賠償請求権の取得に関する事項

都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。 (第七十六条の二関係)

十一 不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

1 徴収金の額に関する事項

(一) 不正な手段等により保護を受けた被保護者、医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関又は就労自立給付金を受けた者等があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額のほか、その額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。 (第七十八条第一項から第三項まで関係)

(二) (一)による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるものとする。 (第七十八条第四項関係)

2 徴収金の徴収の特例に関する事項

(一) 被保護者が保護金品の交付又は就労自立給付金の支給を受ける前に、当該保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、保護金品等を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとする。 (第七十八条の二第一項及び第二項関係)

(二) (一)により徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して申出に係る保護金品の交付又は当該就労自立給付金の支給があつたものとみなすものとする。 (第七十八条の二三項関係)

十二 厚生労働大臣への通知に関する事項

都道府県知事は、指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならないものとする。 (第八十三条の

二関係)

十三 緊急時における厚生労働大臣の事務執行に関する事項

四 1(五)で都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。 (

第八十四条の四関係)

十四 罰則に関する事項

1 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者への罰金について、三十万円以下から百万円以下に引き上げるとともに、偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第八十五条関係)

2 五の2による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者等は、三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第八十六条関係)

3 六の2に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第八十

五条の二関係)

十五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。(附則第一条関係)

- (一) 第二の三及び七 平成二十五年十月一日
- (二) 第二の六、九及び十四の3 平成二十七年四月一日

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の生活保護法(以下「新法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第二条関係)

三 経過措置等

その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第三条から第十九条まで関係)